

事業者各位

契約書（案）への質問（第1回）に対する回答書

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

令和3年8月23日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	基本協定書(案)	1	第3条1 ただし書 (SPCの設立)	「ただし、乙は、本協定の終了に至るまで、SPCをして、宝塚市以外の土地に移転させないものとし、…」とありますが、「SPCをして、その本店所在地を宝塚市以外の土地に移転させないものとし、…」という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本協定書(案)	3	第5条3(1) (特定事業契約)	「特定事業契約に関して、落札者の構成企業の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合」とありますが、本事業に関してのみ問われているとの理解でよろしいでしょうか。	第5条3(1)についてはご理解のとおりです。
3	基本協定書(案)	5	第9条5 (秘密保持等)	本項にいう「甲の定める諸規定」をご教示ください。	個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーです。
4	基本仮契約書(案)	3	第5条1 (建設JVの組成)	「特定建設共同企業体(甲型)を組成するもの」との記載がありますが、甲型と乙型のいずれも可能と考えてよろしいでしょうか。	関連する工事については連帯責任の観点から原則としては甲型を求めますが、工事の段階に応じて明確に区分できる場合は乙の併用も可とします。
5	基本仮契約書(案)	5	第6条6 (SPCの運営)	「甲が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結」とされておりますが、現時点で既にかかる株式担保権設定契約書の内容が決まっておりますら、ご教示いただけますでしょうか。	現段階ではありません。株式担保権設定契約書を締結する場合には、内容について協議します。
6	基本仮契約書(案)	8	第10条2 (再委託等)	「SPCは、運営委託契約の定める場合を除くほか、運営企業以外の第三者に再委託又は下請けしてはならない。」とありますが、再委託が法令により禁止されている業務等においては運営企業においても再委託出来ないとの理解でよろしいでしょうか。 例) 一般廃棄物の収集・運搬業務など	ご理解のとおりです。
7	基本仮契約書(案)	8	第12条 (損害賠償)	本条における各当事者の連帯責任は、建設業者による工事請負契約に対する違反や、SPCによる運営委託契約に対する違反を包含する意図はなく、各当事者による基本契約固有の義務に対する違反について規定されたものであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	基本仮契約書(案)	9	第14条3(1) (契約の終了)	「特定事業契約に関して、落札者の構成企業の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合」とありますが、本事業に関してのみ問われているとの理解でよろしいでしょうか。	第14条3(1)についてはご理解のとおりです。
9	基本仮契約書(案)	11	第15条5 (秘密保持等)	本項にいう「甲の定める諸規定」をご教示ください。	個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーです。
10	工事請負仮契約書(案)	9	第13条3	検査を要する工事材料の検査については、第14条第5項のような監督	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
			(工事材料の品質及び検査等)	員の検査不備の場面が想定されていませんが、仮に甲が第13条第3項の義務を怠った場合には、第14条第5項を準用して工事を施工しても問題ないでしょうか。	
11	工事請負仮契約書(案)	13	第18条4(2) (条件変更等)	本号については、第1号の場合の訂正又は変更方法を規定しているため、(2)という記載については誤記(=現行の第3号や第4号の第二段落のようにすべく、「(2)」という文字のみを削除するのが適切)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書において訂正します。
12	工事請負仮契約書(案)	14	第22条2 (乙の請求による工期の延長)	「甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、～」とございますが、第30条における天災等の「不可抗力」にあたるものと考えてよろしいでしょうか。	不可抗力は、甲の責めに帰すべき事由ではありません。不可抗力に該当する場合は、第30条に基づき処理します。
13	工事請負仮契約書(案)	15	第26条2 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	「変動前残工事代金額は契約金額から当該請求時の出来高部分に相応する契約金額を控除した金額」と定義されていますが、当該請求に係る出来高については物価変動の清算の対象となると考えてよろしいでしょうか。	清算の対象にはなりません。
14	工事請負仮契約書(案)	15	第26条3 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	「物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める」とありますが、この場合の物価指数等とは具体的に何をベースと考えればよろしいでしょうか。	入札説明書にあるとおり「消費者物価指数」です。
15	工事請負仮契約書(案)	17	第30条 (不可抗力による損害)	同条第2項に「(乙が善良な管理者の～「損害」という)」とありますので、受注者が負担する損害の額は、保険でてん補された部分を差し引いた上で請負代金額の100分の1までの金額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	工事請負仮契約書(案)	17	第30条1 (不可抗力による損害)	不可抗力には、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれると考えてよろしいでしょうか。	感染症は不可抗力に含みますが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については現時点で予見可能でもあることから、事業者が講ずべき考えうる感染症対策を実施することが前提となります。なお、新型コロナウイルス対策に係る法改正については法令の変更として扱います。
17	工事請負仮契約書(案)	17～18	第30条5(1)～(3) (不可抗力による損害)	各号の具体的な計算方法をご教示願います。	各号に記載のとおりです。
18	工事請負仮契約書(案)	19	第33条1 (契約代金の支払い)	「工事目的物毎」とは事前工事、第1期～3期工事が完了し検査に合格したときに代金の支払いがあると考えてよろしいでしょうか。	事前工事や第Ⅰ期工事～第Ⅲ期工事の各完了時のほか、年度毎にも支払いを行います。支払いは、毎年度、工事目的物毎に検査の上、行います。なお、工事請負契約書(案)の鑑「7部分払」は「無」と記載していますが、「11回」に訂正することを予定しています。また、「9中間前払金」は「無」と記載していますが、契約協議時に必要に応じ、部分払と選択可能とします。
19	工事請負仮契約書(案)	20	第35条3 (前払金)	中間前払金の請求は、年度ごとに上限額請求できると考えてよろしいでしょうか。	第35条第3項に記載のとおり、年度毎の上限ではなく、請求可能な上限額を示すものです。なお、本市においては、中間前払金は部分払との選択制であり、中間前払金を選択した場合は、部分払を受けることはできません。
20	工事請負仮契約書(案)	21	第38条 (部分払)	部分払は出来高状況により、支払時期をご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	契約時の回数以内において、時期については協議します。
21	工事請負仮契約書(案)	29	第55条の3 (賠償額の予定等)	本条項、及び運転委託契約書(案)第45条(賠償額の予定)の両方に該当する場合は、いずれかの条項により違約金が課せられるものであり、重複して違約金が課せられることはないとの理解でよろしいでしょうか。	双方に責任がある場合は、違約金については双方に求めることとなります。
22	工事請負仮契約書(案)	32	第62条3(2) (法令変更によって発生した費用等の負担)	増加費用及び損害は甲(貴市)負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
23	運営委託仮契約書(案)	5	第8条 (第三者の使用)	実施方針への質問回答No.5のとおり、第三者への業務の再委託(法令等に従い再委託が禁止されているものは除く)については、事業者提案で明示するか、明示が無い場合も事前に貴市に報告し、お認めいただければ可能と理解してよろしいでしょうか。	事業者提案で明示されているもの、及び従たる業務の再委託については認めるものとします。
24	運営委託仮契約書(案)	5	第9条1 (緊急時の対応等)	「～台風・大雨等の災害による被害発生時、火災および機器の故障、停電等の緊急事態が生じたときは、緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により～」とあります。 緊急事態のうち、不可抗力に起因して発生した緊急事態への対応費用の負担については、第29条に定められたとおりとの理解でよろしいでしょうか。	第9条に定める業務の範囲は、事業者の業務範囲です。ただし、それ以上に業務が追加で発生した場合は、第29条に定めるとおりです。
25	運営委託仮契約書(案)	5	第9条1 (緊急時の対応等)	「～火災および機器の故障、停電等の緊急事態が生じたときは、緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により～」とあります。 事業者が火災および機器の故障、停電等の緊急事態発生により増大した費用を負担する範囲は「実施方針P.23～24別紙3リスク分担表」および「実施方針への意見・質問に対する回答書 No.25」に明記されていたとおり、事業者の責に帰すべき事故・火災等のみが自己の費用によると理解してよろしいでしょうか。 また、事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できなかった処理不適物に起因する事故・火災により増大した費用の負担については、第29条不可抗力によって発生した費用等の負担と同様の対応となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	運営委託仮契約書(案)	6	第9条3 (緊急時の対応等)	「この場合における本施設の処理の費用については、～変動費により支払うものとする。」とあります。 災害廃棄物の処理は通常の廃棄物処理とは異なり、短期的にごみ量の増大とごみ質の変動が大きくなります。そのため、運転員や受入員の増員や休炉の緊急立上げなど通常の変動費精算には反映されない費用の増大があります。 上記のような変動費に反映されない費用の増大については別途ご協議の上決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	その場合は協議します。
27	運営委託仮契約書(案)	6	第9条3 (緊急時の対応等)	「計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生した場合などの状況において・・・変動費により支払うものとする」とあります。緊急時に限らず通常時において、計画搬入量を超える多量の廃棄物が定常的となった場合、固定料金の変動の影響が大きいため、同契約書(案)第39条(協議会の設置)や第40条(契約の変更)の内容に沿ってご協議いただくと考えてよろしいでしょうか。	変動費により契約金額の調整が困難な事態が生じた場合には、協議します。
28	運営委託仮契約書(案)	11～12	第24条1 (履行遅滞の場合の損害金等)	「履行期限の定めのある業務」とありますが、具体的にどの業務を想定されているかご教示願います。	諸官庁への届出等を想定しています。
29	運営委託仮契約書(案)	12	第29条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	不可抗力リスクには新型コロナウイルスなどの感染症や疫病も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.16に回答のとおりです。
30	運営委託仮契約書(案)	12～13	第29条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	不可抗力には、新型コロナウイルスなどの感染症も含まれると考えるとよろしいでしょうか。	No.16に回答のとおりです。
31	運営委託仮契約書(案)	19	第42条5 (知的財産権)	本項に基づく乙の「全額を補償」というのは、甲及びその指定する第三者による提供書類等の使用についてそれらの者に帰責性がある場合には適用されない、という理解でよろしいでしょうか。	第42条第5項に定める事業者が取るべき措置を全て取ったにも関わらず、甲及びその指定する第三者に損害が生じた場合は、ご理解のとおりです。
32	運営委託仮契約書(案)	20	第45条5	本条項、及び工事請負契約書(案)第55条の3(賠償額の予定等)の両	双方に責任がある場合は、違約金については双方に求めることになり

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
			(賠償額の予定)	方に該当する場合は、いずれかの条項により違約金が課せられるものであり、重複して違約金が課せられることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ます。
33	運営委託仮契約書(案)	22	別紙 1 (モニタリング実施要領等)	入札説明書より転記するとありますが、どの部分を転記されるか明示いただけますでしょうか。	入札説明書 別紙 2「モニタリングの手順及び委託料の減額方法」を転機します。
34	運営委託仮契約書(案)	23	別紙 2 (委託料)	入札説明書より転記するとありますが、どの部分を転記されるか明示いただけますでしょうか。	入札説明書 P. 21～22 に示す内容を転記します。
35	運営委託仮契約書(案)	25	別紙 4 (不可抗力の場合の費用分担)	「1 事業年度中に発生した増加費用又は損害の 100 分の 1 に至るまで」とありますが、「1 事業年度中に発生した増加費用又は損害が当該事業年度の運営委託費の 100 分の 1 に至るまで」との理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、増加費用又は損害額の 100 分の 1 に至るまでです。